

記載例

様式第 1 号（第 5 条関係）

事例
・引上げ前事業場内最低賃金：998 円
・引上げ実施額：90 円
・引上げ対象者：5 人
・補助対象経費予定額：4,000,000 円
・認定制度取得：なし

令和 7 年 11 月 15 日

長野県知事 様

〒380-8570
申請者 住所 長野県長野市大字南長野幅下 692-2
氏名 長野県株式会社 代表取締役 長野 太郎

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（経過措置分）交付申請書

中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（経過措置分）の交付を受けたいので、以下のとおり申請します。
申請内容は交付要件を満たしており、もし申請内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還等要綱の定めに応じます。

1 交付申請額 金 3,402,000 円

引上げ金額 90 円、引上げ人数 5 人のため、
要綱第 5 欄「3,866,000 円」を記入

$3,866,000 \text{ 円} \times 88\% = 3,402,080 \text{ 円}$
→3,402,000(1,000 円未満切捨て)

様式第 1 号別紙

1 交付申請額算定表

①	②	③	④
補助対象経費予定額 (中小企業貸上げ・生産性向上サポート補助金事業計画書の事業費見込額合計)	補助対象経費上限額 (要綱別表 1 第 5 欄の該当する額)	選定額 (①と②を比較していずれか低い額)	交付申請額※ 1 (③×補助率※ 2) (1,000 円未満切捨て)
4,000,000 円	3,866,000 円	3,866,000 円	3,402,000 円

※ 1 交付申請額は(税抜・税込)である。(いずれかに○をすること)

※ 2 引上げ前事業場内最低賃金が 1,000 円未満の場合は 88% (認定事業者の場合は 96%)

引上げ前事業場内最低賃金が 1,000～1,060 円の場合は 82.5% (認定事業者の場合は 90%)

消費税額が不明の場合は税込の金額を選択し、実績報告時等に減額して報告してください。

2 添付書類確認表

(提出書類を確認のうえ確認欄に○を入れてください。)

提出書類		確認欄
1	事業計画書 (様式第 1 号の 2)	○
2	収支予算書 (様式第 1 号の 3)	○
3	補助対象経費の見積書の写し※事業の達成に支障のない範囲において最小限度の額とすること	○
4	事業場内最低賃金引上げ前 6 月分及び引上げ後の賃金台帳の写し	○
5	申請者が宣言事業者であることを示す登録証又は宣言が掲載されているウェブサイト画面の写し	○
6	申請者が認定事業者である場合は、認定事業者であることを示す認証通知書等の写し	—
7	県税に未納の徴収金がない旨の証明書※申請前概ね 6 か月以内に発行されたもの	○
8	申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書※申請前概ね 6 カ月以内に発行されたもの	○
9	申請者が個人の場合は、直近の確定申告書 (第一表、第二表) 及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し (收受印があるもの、又は電子申告の受信通知の写し) 開業したばかりで確定申告の実績がない場合は開業届の写し	—
10	申請者が交付要綱第 2 条第 6 号イに該当する特例事業者として申請する場合は、物価高騰等要件に係る事業活動の状況に関する申出書 (様式第 1 号別紙 1 - 1 又は別紙 1 - 2) 及び特例事業者であることを確認できる書類	—

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出してください。

個人事業主等で資本金
がない場合は記載不要

様式第1号の2（第5条、第12条関係）

中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金事業計画（完了報告）書

1 事業者の規模等		①資本金 又は 出資の総額 400 万円		②事業者全体で常 時使用する労働者 の数（※1） 20 人																									
		③本店 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2																											
2 補助金申請に係る事業場	①事業場の 名称	長野県食堂 本店																											
	②所在地	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2																											
	③電話番号	026-〇〇〇-〇〇〇		④常時使用する労働者の 数	10 人																								
	⑤事業内容	飲食店 日本標準産業分類に基 づき記載してください。																											
	産業分類	大 分 類	宿泊業・飲食 サービス業		中 分 類 飲食店																								
3 補助事業の概要																													
(1) 賃金引上げ額 [①30 円以上、②45 円以上、③60 円以上、④90 円以上] ※いずれかに○をすること。																													
ア 事業場内最低賃金引上 げ実績		①引上げ前の事業場内最低賃金 998 円 ②賃金計算期間・支払日 1 日～月末・翌15 日支払 ③引上げ年月日 令和7 年 10 月 1 日 ④引上げ労働者数 5 人 【内訳】 <table><tr><th>氏 名</th><th>(A) 引上げ前賃金</th><th>(B) 引上げ後賃金</th><th>引上げ額 (B-A)</th></tr><tr><td>労働 太郎</td><td>998 円</td><td>1,088 円</td><td>90 円</td></tr><tr><td>人材 圭子</td><td>998 円</td><td>1,088 円</td><td>90 円</td></tr><tr><td>雇用 花子</td><td>998 円</td><td>1,088 円</td><td>90 円</td></tr><tr><td>産業 次郎</td><td>998 円</td><td>1,088 円</td><td>90 円</td></tr><tr><td>賃金 三郎</td><td>998 円</td><td>1,088 円</td><td>90 円</td></tr></table>				氏 名	(A) 引上げ前賃金	(B) 引上げ後賃金	引上げ額 (B-A)	労働 太郎	998 円	1,088 円	90 円	人材 圭子	998 円	1,088 円	90 円	雇用 花子	998 円	1,088 円	90 円	産業 次郎	998 円	1,088 円	90 円	賃金 三郎	998 円	1,088 円	90 円
氏 名	(A) 引上げ前賃金	(B) 引上げ後賃金	引上げ額 (B-A)																										
労働 太郎	998 円	1,088 円	90 円																										
人材 圭子	998 円	1,088 円	90 円																										
雇用 花子	998 円	1,088 円	90 円																										
産業 次郎	998 円	1,088 円	90 円																										
賃金 三郎	998 円	1,088 円	90 円																										
イ 事業場内最低賃金規定 を定めた就業規則等 ※就業規則の写しを提出す ること。		※④引上げ労働者の内訳が多い場合は、適宜行を追加するか、別紙（様式任意）に記載すること (事業場内最低賃金) 第〇条 当事業場における最も低い賃金額は時間給または時間換算額 1,088 円とする。ただし、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号） 第7条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。 2 前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金を参入 しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第2条 の定めるところによる。																											

(2) 事業実施計画（結果）		
必要性、内容及び実施方法	実施時期	費用見込（実績）額
【実施計画時】 ①現状の作業方法(問題点)、所要時間、1日（又は1月）あたりの作業件数等 ・来店者が集中するお昼時の繁忙時に十分な人数が確保できず、調理、配膳作業に追われ、会計時に来店者をお待たせしていたり、洗い物がたまるケースが発生している。 ・配膳は2名で対応し、1人〇件、〇分の作業が発生している。 ②設備投資など業務改善計画の内容 ・自動配膳ロボットの導入 ③計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果等 ・配膳対応を行っている人数を〇人削減でき、その分会計対応や洗い物を迅速に行うことで、来店者の注文まで時間や会計時の待ち時間を減らすことができる。 ※生産性向上、労働者の労働能率の増進にどの程度効果があるのかを具体的に記入してください。	令和8年1月10日 ～令和8年1月20日 設備等納品及び支払の実施 時期を記載してください。 交付申請額算定表の①補助対象経費予定額と同一の金額となります。	配膳ロボット本体 3,500,000 円 周辺機器 500,000 円
事業費見込（実績）額合計		4,000,000 円
(3) 事業完了（予定）期日(※2)		令和8年1月20日
4 申請日の前日又は賃金引上げ日の早い方の日から起算して6カ月前の日から申請日までの解雇等の状況（※3）（交付要綱第3条第2項第1号関係） なし		
5 申請と同一年度内における、国又は地方公共団体からの県補助金に類する補助金等受給の有無（交付要綱第3条第2項第1号関係）		有・無
有の場合、補助金の名称		
6 労働関係法令違反の有無（交付要綱第3条第2項第2号関係）		有・無
7 補助金等の決定取消しの有無（過去3年）（交付要綱第3条第2項第3号関係）		有・無

8 暴力団関係事業場の該当の有無（交付要綱第3条第2項第4号関係）	有・無
9 破壊活動防止法の該当の有無（交付要綱第3条第2項第5号関係）	有・無
10 倒産の有無（交付要綱第3条第2項第6号関係）	有・無
11 不正受給の公表同意の有無（交付要綱第3条第2項第7号関係）	有・無
12 長野県内に事業場がある中小企業事業者であることへの該当の有無（交付要綱第3条第1項第1号関係）	有・無
13 消費税の取扱い	・一般課税事業者 ・簡易課税事業者 ・免税事業者

※1 常時使用する労働者の数には、事業主、法人の役員、臨時の労働者（日雇い、2カ月以内の雇用、4カ月以内の季節的業務の雇用）及び試用期間中の労働者は含まれません。

※2 事業完了予定期日とは、①導入機器等の納品日または②助成対象経費の支払完了日のいずれか遅い日

※3 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨記載してください）のほかに、①その者の非違によることなく勸奨を受けて又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引下げを行った場合③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更による、月当たりの賃金額の引下げを行った場合のことを言う。

連絡 担当者	部署名	経理部	職・氏名	経理部長 賃金 京子
	電話番号	026-〇〇〇-□□□	メールアドレス	××@××.jp

様式第 1 号の 3 （第 5 条、第 12 条関係）

中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金収支予算（決算）書

1 収入の部

交付申請額算と同額となります。

(単位：円)

区分	予算額	決算額※ 1	資金の調達先
県補助金※ 2	3,500,000		
自己資金	500,000		
借入金			
その他			
合計	4,000,000		

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額※ 1	備考※ 3
配膳ロボット等購入費	4,000,000		配膳ロボット本体 3,500,000 円 周辺機器 500,000 円
合計	4,000,000		

※ 1 予算時（交付申請）は、決算額欄は空欄としてください。

※ 2 様式第 1 号の交付申請額を記載してください。

※ 3 備考欄には区分ごとに積算根拠を記載してください。なお、欄が足りない場合は、別葉として添付しても構いません。